

京都市告示第 366 号

京都市横大路運動公園条例第 2 条の規定に基づき、同公園内の施設を供用しない日を次のとおり変更します。

平成 19 年 2 月 20 日

京都市長 榎 本 頼 兼

平成 19 年 3 月 23 日（金）を、京都市横大路運動公園のすべての施設を供用しない日とする。

（理由）

電気事業法及び保安規定に基づく自家用電気設備の保守点検に伴い、点検期間中、当該施設を停電させるため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）